

障がい者雇用優良企業(団体) 推薦(応募)調書

令和5年6月1日現在

推薦企業(団体)名 (ふりがな) 〇〇かぶしがいしゃ 〇〇株式会社		所在地 徳島県徳島市〇〇町〇丁目〇番地		代表者職・氏名 (ふりがな) 〇〇〇〇 たろう 〇〇 太郎		事業種別・事業内容 飲食業		創業又は設立年月日 明治・大正 昭和 平成 38年 6月 15日				
〇障がい者雇用に対する企業(団体)考え方			〇障がい者雇用に対する雇用促進の取り組み			〇障がい者の働きやすい職場環境づくりの取り組み状況						
<p>※企業(団体)の障がい者雇用に対する考え方を記載してください。</p> <p>・当社の障がい者雇用に対する考えとしては、積極的に雇用し、障がい者の適性に合った仕事を用意している。</p>			<p>※障がい者の積極的な雇用について、障がい者の適性に合った仕事を新たに用意するなど、他の模範となる先進的な取り組みを行っていること。</p> <p>・特別支援学校から職場実習等の受入れを年〇回受け入れており、また、見学も受け入れている。</p>			<p>※障がい者の職場定着に向けて、会社生活や業務についての相談体制の整備、施設のバリアフリー化の導入等の取り組みを行っていること。</p> <p>・仕事上の配慮(作業工程がわかりやすくするようにしている。)</p> <p>・通勤や設備の配慮(通勤緩和の配慮、建物のバリアフリー化)</p>						
						10年以上継続雇用されている障がい者数(うち重度)		人(人)				
						7年以上10年未満		" 1人(人)				
						5年以上7年未満		" 2人(人)				
						3年以上5年未満		" 1人(1人)				
						1年以上3年未満		" 1人(1人)				
						1年未満		" 人(人)				
雇 用 状 況	年 月 日		令和5年6月1日		令和4年6月1日		令和3年6月1日		令和2年6月1日		令和元年6月1日	
	内 訳		従業員数(うち障がい者(うち重度))		従業員数(うち障がい者(うち重度))		従業員数(うち障がい者(うち重度))		従業員数(うち障がい者(うち重度))		従業員数(うち障がい者(うち重度))	
	全従業員数 ※留意点		60人(5人(2人))		60人(4人(2人))		58人(4人(2人))		59人(4人(2人))		60人(3人(1人))	
	過去1年間の入職者		3人(1人(人))		2人(人(人))		人(人(人))		2人(1人(1人))		人(人(人))	
	過去1年間の離職者数		3人(人(人))		人(人(人))		1人(人(人))		3人(人(人))		人(人(人))	
過去1年間に採用した人のうち離職した人数		人(人(人))		人(人(人))		人(人(人))		人(人(人))		人(人(人))		
(令和5年6月1日現在)	障がい種別ごとの数	週所定労働時間30時間以上		身体障がい者(うち重度)	知的障がい者(うち重度)	精神障がい者	合計(うち重度)	⑤実障がい者雇用数 (①+②+(③+④)×0.5)		発達障がい者	その他	
		週所定労働時間20時間以上30時間未満		3人(1人)	1人(1人)	1人	① 5人(② 2人)	7人		人	人	
	障がい種別ごとの数	週所定労働時間20時間以上30時間未満		身体障がい者(うち重度)	知的障がい者(うち重度)	精神障がい者(うち裏面(7)該当)	合計(うち重度または裏面(7)該当)	⑤実雇用率 (⑤÷全従業員数×100)		発達障がい者	その他	
		人(人)		人(人)	人(人)	③ 人(④ 人)	11.6%		人	人		
労働災害の有無(過去5年間)			有(内容) 無			労働関係法令等の重大な違反の有無(過去5年間)			有(内容) 無			

## ※障がい者雇用優良企業（団体） 推薦（応募）書提出の留意点

本推薦（応募）書及び調書については、県からそのコピーをお渡ししませんので、提出前に、ご自身でコピーをとり保存しておいてください。  
なお、内容の一部は、表彰企業（団体）に決定した後、障がい者雇用優良企業（団体）として公開されますので、あらかじめご承知おきください。

### 1 記入上の留意点

- (1) 全従業員数は、全常用労働者の人数（実人数）を記入してください。なお、常用労働者とは、次のように1年以上継続して雇用される者をいいます。
  - ア 雇用期間の定めのない労働者
  - イ 一定期間（1カ月、6カ月等）を定めて雇用される者であっても、その期間が反復更新されて事実上（ア）と同様の状態にあると認められるもの
  - ウ 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上（ア）と同様の状態にあると認められるもの
- (2) 「身体障がい者」とは、原則として身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者とし、  
「重度身体障がい者」とは、このうち1級又は2級とされる方です。
- (3) 「知的障がい者」とは、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第9条の障害者職業センターにより知的障がい者と判定された者をいいます。
- (4) 「重度知的障がい者」とは知的障がい者のうち知的障がいの程度が重いと判定された方をいいます。具体的には、次のいずれかの場合に、重度知的障がい者に該当することとなります。
  - ア 療養手帳で程度が「A」とされている者
  - イ 児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医による療養手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書をもっている者
  - ウ 障害者職業センターにより「重度知的障がい者」と判定された者（重度障害者介助等助成金、特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練の適用等に当たって行われている「知的障がいの程度が重い」範囲と同様の範囲で判定が行われます。）等
- (5) 「精神障がい者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。
- (6) 短時間労働者は、身体障がい者、重度身体障がい者、知的障がい者、重度知的障がい者又は精神障がい者であって、原則として、雇用保険の短時間労働者となる方で、少なくとも次の要件に該当することが必要です。
  - ア 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること。
  - イ 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。
- (7) 精神障がい者である短時間労働者は、雇入れの日からの期間等にかかわらず、当分の間、1人をもって1人とみなす。